

許可証再交付申請

概要説明	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第46条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第142条に基づく許可証の再交付申請を行う場合の申請書です。 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第5条準用)
提出書類	1 許可証再交付申請書 2 破損等の場合はその許可証 正 1部提出
受付期間	随時
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 (〒750-8521 下関市南部町1番1号) TEL;(083)231-1711 FAX ; (083)231-1376
手数料	2,920円(現金)
注意事項	申請書について、 ・ 「許可番号及び年月日」欄の年月日は、有効期間の最初の年月日を記入して下さい。 その他 ・ 紛失した許可証を発見された場合は、速やかにその許可証を返納してください。